

核兵器禁止条約への参加を求める意見書

今年、7月7日、ニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約が、国連加盟国193カ国中122カ国が賛成し、成立した。

核兵器廃絶は、唯一の被爆国である日本国民や被爆者の悲願である。

広島・長崎への原爆投下から72年、核兵器を禁止する条約が成立したことは、核兵器廃絶に向けた画期的な前進である。

核兵器禁止条約交渉には100以上の市民団体も参加し、議長を務めたエレン・ホワイト氏（コスタリカ）も「広島・長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たした」と高く評価している。

条約は、核兵器の非人道性を告発し、核兵器の使用が国際人道法などの国際法、人道の原則、市民的良心に反するものと断じ、核兵器の開発、実験、保有、使用、威嚇の禁止条項を定めている。

核兵器の非人道性を身をもって体験した日本は、条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って、粘り強く核保有国を説得し、核兵器廃絶に向けて先導的な役割を果たすべきである。

よって、政府においては、核兵器禁止条約に参加するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

船 橋 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣